

ひたちなか市告示第142号

水戸・勝田都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により水戸・勝田都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成29年9月1日

ひたちなか市長 本間源基

1 都市計画の種類  
道路

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 8・7・4号 向野弥生線

ア 削除する部分

ひたちなか市大字馬渡字向野，字後谷津の各一部

(2) 8・7・5号 はにわ公園線

ア 削除する部分

ひたちなか市大字馬渡字向野の一部

3 縦覧場所

ひたちなか市役所都市整備部都市計画課内

## 水戸・勝田都市計画道路の変更（ひたちなか市決定）

都市計画道路中 8・7・4 号向野弥生線及び 8・7・5 号はにわ公園線を廃止する。

### 理 由

本路線に隣接し東部土地区画整理事業地内に新設が予定された小学校の児童の通学路の確保を目的に決定されたが、人口減少及び少子化の急速な進行に伴い新設しないことが本市教育委員会より示され、本路線の主要な役割が失われるとともに、施工中の区画整理事業において地区内の公共施設の配置が見直され、現行のまま計画を維持する必要性が薄れたことから本路線を廃止する。

しかしながら、周辺には近隣公園として位置づけられる都市計画公園 向野中央公園が整備されるほか、はにわ公園等の公共施設が立地していることから、向野弥生線の代替路線として、当該路線と同じルートで新設される区画道路に歩道を設置することで、歩行者の公共施設へのアクセス性を確保し、引き続き地域住民の安全性や利便性を確保するものである。

### 3 新旧対照表

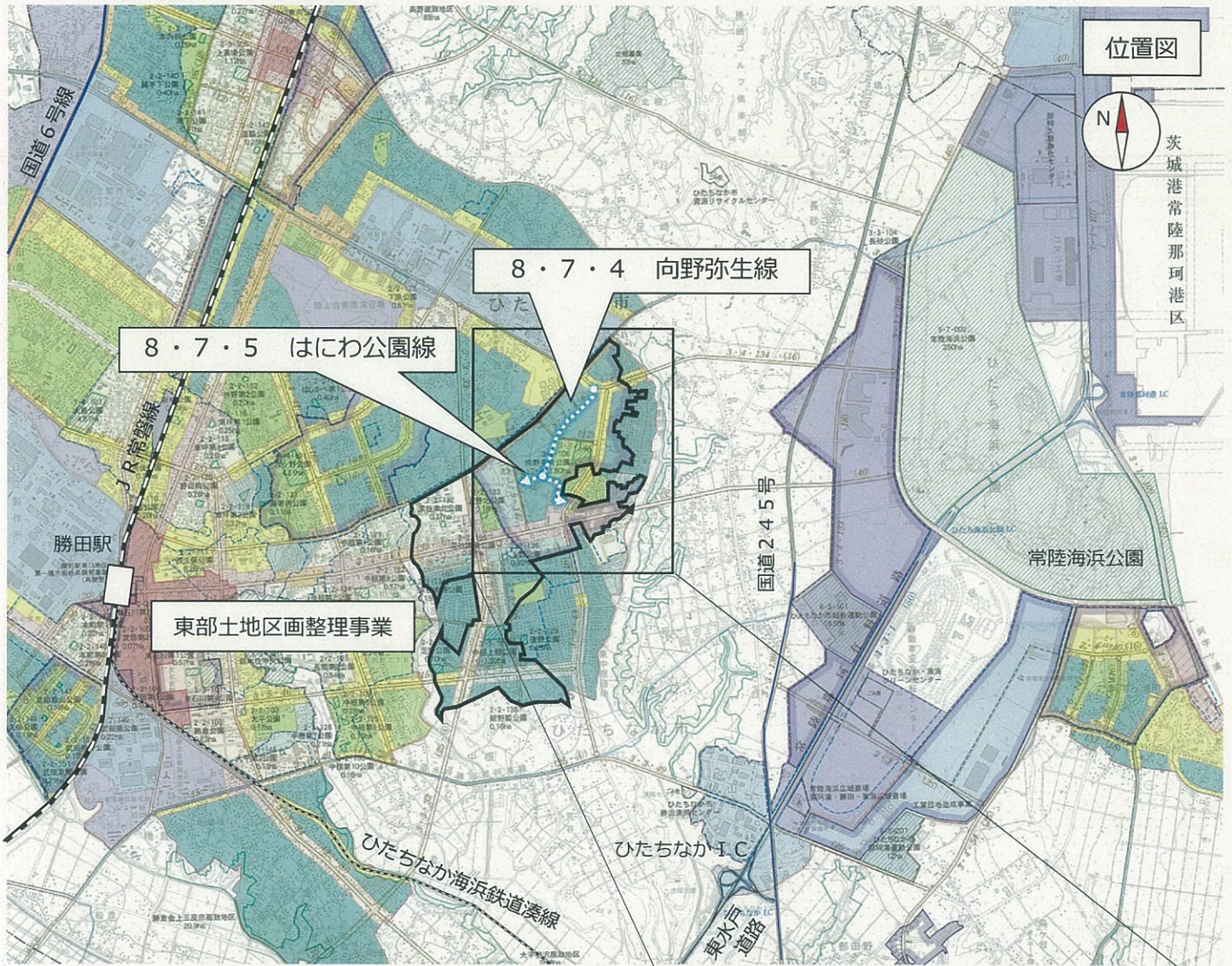
#### (1) 8・7・4号 向野弥生線

	種別	名称		位置			区域	構造			備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	幅員	
新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃止
旧	幹線 街路	8・7・4	向野弥生線	ひたちなか市 大字馬渡 宇向野	ひたちなか市 大字馬渡 宇向野	ひたちなか市 大字馬渡 宇向野	約 1,070 m	地表式	6m	幹線街路との 平面交差3箇所	自転車歩行者 専用道路

#### (2) 8・7・5 はにわ公園線

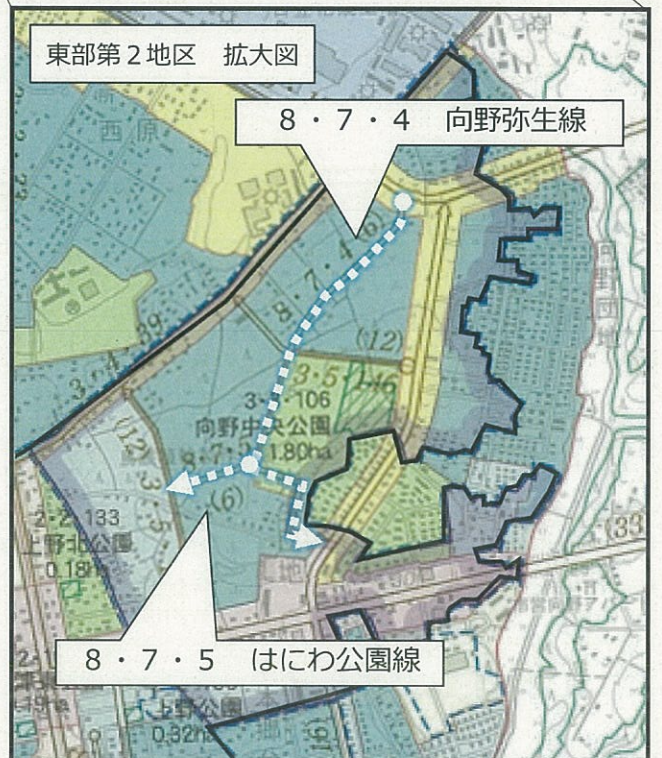
	種別	名称		位置			区域	構造			備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	幅員	
新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃止
旧	幹線 街路	8・7・5	はにわ公園線	ひたちなか市 大字馬渡 宇向野	ひたちなか市 大字馬渡 宇向野	ひたちなか市 大字馬渡 宇向野	約 170 m	地表式	6m	幹線街路との 平面交差1箇所	自転車歩行者 専用道路

# 水戸・勝田都市計画道路の変更（ひたちなか市決定）



## 【変更理由】

本路線に隣接し東部土地区画整理事業地内に新設が予定された小学校の児童の通学路の確保を目的に決定されたが、人口減少及び少子化の急速な進行に伴い新設しないことが本市教育委員会より示され、本路線の主要な役割が失われるとともに、施工中の区画整理事業において地区内の公共施設の配置が見直され、現行のまま計画を維持する必要性が薄れたことから本路線を廃止する。



## 凡例

廃止

